

## 令和3年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年1月11日(火)
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・法人運営及び会計面について不適切な取扱いが見受けられたので、法令、定款等に則り適切な事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和3年度の評議員改選について、理事会で評議員選任・解任委員会の招集を決定することなく同委員会を開催し、評議員の選任を行っていた。</p> <p>については、評議員選任・解任委員会の招集は理事会で決議の上、各評議員選任・解任委員に通知すること。</p> <p>(評議員選任・解任委員会運営細則第6条)</p>	<p>日程の確認のみで招集を決定する承認がなかった。今後、理事会で決議の上、行う。</p>
2	<p>令和3年6月1日開催の理事会に役員候補者案が決議されていなかった。</p> <p>については、役員選任を議題として評議員会に提出する場合には、役員候補者案を理事会で決議すること。また、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を遺漏なく理事会で決議の上、評議員会の日1週間(中7日間)以上前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘しており、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>理事会の別紙資料にて第18期、理事・監事の候補者名簿は付けていたが、決議をしていなかった。</p> <p>今後、理事会において、評議員会の日時・場所のみでなく評議員会の目的である事項について協議の上、評議員会の1週間以上前に招集の通知をする。</p>
3	<p>令和3年6月1日開催の理事会において、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>については、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用される</p>	<p>監事選任議案に関する監事の同意書で確認を行った。</p> <p>今後、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、在任監事の過半数の同意を得ていることを証するため同意書により、同意の事実を残す。</p>

	一般法人法第72条第1項)	
4	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間（中7日間）以上前までに各理事及び各監事に対して通知を発しなければならないところ、1週間（中7日間）以上前までに通知を発していなかった。</p> <p>ついては、理事会の日の1週間（中7日間）以上前までに各理事及び各監事に通知を発すること。</p> <p>（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項）</p>	<p>今後、理事会の日の1週間以上前までに各理事・監事に対して通知を行う。</p>
5	<p>休日勤務手当について、休日勤務日を他の勤務日に振替え（以下「勤務日振替え」という。）を行った場合は、支給しないと規定しているにもかかわらず、勤務日振替えした上で休日勤務手当を支給したものがあった。</p> <p>ついては、休日勤務手当の支給は、職員給与金規程どおり行うこと。また、令和2年度以前の職員給与につき、職員給与規程どおりに支給されたか精査し、職員給与規程に違反する給与を支給していた職員については、必要な過誤調整を速やかに行うとともに、精査及び過誤調整の結果を報告すること。</p> <p>（職員給与規程第16条）</p>	<p>法人内部で再度確認したところ、今回の案件は、休日勤務後に代休を取得し、割増休日勤務手当を支給していることが判明し、適正に支給されていることを確認した。代休を取得したものを勤務日振替えと間違えて解釈していたものであり、今後は、代休取得と勤務日振替えの解釈を取り間違えないようにする。</p>
6	<p>附属明細書の補助金事業等収益明細書の様式内「うち国庫補助金等特別積立金積立額」欄において、施設整備等補助金を記載すべきところ、記載されていなかった。</p> <p>ついては、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>（運用上の取扱い26（1）別紙3（③））</p>	<p>今後は附属明細書に間違いがないように確認を行う。</p>
7	<p>切手及びガソリン給油に使用する現金チャージタイプのプリペイドカードについて、管理・使用に関する規程が整備されていなかった。</p> <p>ついては、切手及びプリペイドカードの管理・使用に係る規程を整備した上で、適切に管理・使用をすること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p>	<p>令和4年9月開催の理事会において、経理規程の一部改正を行い、切手及びプリペイドカードの管理・使用に係る規定を整備する。</p>